

事務事業評価シート

(評価対象年度：令和元年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		監査事業			②事業番号		0301			
③事業類型		1. 法上(必須)事業		④開始年度		年度		⑤終了予定年度	年度	○ 設定なし
⑥根拠法令等		○ 法令 ○ 条例		規則		要綱		計画等		その他 法令等の名称
⑦実施手法		○ 直営		全部委託		一部委託		補助・負担		その他
⑧関連予算科目コード		款 2		項 6		目 1		細目 2		
⑨担当部名		⑩担当課名						会計		一般会計
監査委員事務局		監査委員事務局								

2. 事務事業の現状把握【DO】

【1】事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
①市の全部局(部、事務局)	①市の全部局(部、事務局)	部、局
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
監査委員による会計監査・審査の準備と意見書を集約し、地方自治法、公営企業法の規定に基づき、委員の事務を円滑に補助する。 監査結果を議会及び市長等に提出し公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行を確保する。	① 監査・審査等件数	件
	② 改善命令通知数	件
	③	
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、違法・不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施することによって、市の行政の適正性・効率性・妥当性を保障する。	① 改善措置報告数	件
	②	
	③	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
監査を通じて公平・公正で効率的・効果的な事務事業が執行されることにより、健全な行政運営が行われる。	政策(章)	総合計画体系外
	施策大(節)	0
	施策中	0
	施策小	0

【2】各種指標値、事業費の推移

		指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①		市の全部局(部、事務局)	部、局	12	12	12	13	—	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標②									
活動指標①		監査・審査等件数	件	20	21	22	20	—	R1年度については、 公金の不適切な取扱い 処理が判明したこと により、随時監査・行政監 査を行い、指摘事項が 増えたため、改善措置 報告数が増加。
活動指標②		改善命令通知数	件	0	0	0	—	—	
活動指標③									
成果指標①		改善措置報告数	件	0	1	8	—	—	
成果指標②									
成果指標③									
事業費	投入人員	正職員	人	1.68	1.55	1.80	1.80		事業費などの推移にお ける特殊要因などの説 明
		任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
		臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	13,490	12,566	13,882	13,882		
	直接事業費	千円	1,247	1,329	1,379	1,520		R1年度から全国組 織への総会及び委員 研修会に参加するこ ととなったため。	
	総事業費	千円	14,737	13,895	15,261	15,402			
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0			
	府支出金	千円	0	0	0	0			
	受益者負担金	千円	0	0	0	0			
	その他特定財源	千円	0	0	0	0			
	一般財源	千円	14,737	13,895	15,261	15,402			

【3】事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	昭和21年の地方制度の改革で独任制の監査委員制度が創設された。昭和22年の地方自治法の施行により、市の行政委員会の事務として位置付けられた。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	平成9年の地方自治法改正により、チェック機能強化を目的に外部監査が制度化された。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	特になし

3. 事務事業の評価【CHECK】

[1]目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[1]の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	総合計画体系外
②税金を使って達成する目的ですか。(市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	地方自治法において、行政事務を直接行う執行機関とは別に独立した監査機能を有する行政機関として監査委員及びその補助職員を設置し監査することとされている。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。(他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	監査の対象は地方自治法等で定められている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	地方自治法に規定する監査等執行事務であり、廃止できない。(監査機関は必要不可欠である。)

[2]有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[2]の評価

A

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	公平・公正及び効率的、効果的な行政運営が確保できている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。(事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	監査終了後さらに庁内で指摘事項、指摘内容の周知を徹底する。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	監査委員制度は法令で定められた独立した行政機関と位置付けられている。

[3]効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[3]の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。(業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	法令で定められた業務を執行しているため、削減の余地はほとんどないが、監査事務が円滑に進むよう今後とも努力していく。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。(歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	行政の内部管理事務である。

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A:現状のまま事業を進めることが適当 B:課題が少しあり事業の一部見直しが必要(事業の進め方に改善が必要) C:課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要(事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D:事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	年々、監査の専門知識が高度化していることへの対応が課題である。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	<p>ア. 現状のまま継続</p> <p>イ. 見直しのうえで継続</p> <p>ウ. 終了 ↓ (___ 年まで)</p> <p>エ. 休止 ↓ (___ 年から)</p> <p>オ. 廃止 ↓ (___ 年から)</p>
イ	<p><今後の展開方針></p> <p>a. 重点化する(集中的なコスト投入)</p> <p>b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える)</p> <p>c. 効率化する(コストを下げる)</p> <p>d. 簡素化する(規模を縮小する)</p> <p>e. 統合する(他の事務事業と統合する)</p>
①改革、改善の具体案、実施年度など	—
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—